

平成 22 年度第 3 回高槻市都市計画審議会会議録

開催日時 平成 23 年 1 月 21 日(金) 午前 10 時～午後 0 時 22 分

開催場所 市役所本館 3 階 第 2 委員会室

出席状況 出席委員 17 名、欠席委員 3 名

傍聴者 3 名

案 件 第 61 号議案 北部大阪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(大阪府決定)に関する意見について

第 62 号議案 北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更(大阪府決定)に関する意見について

第 63 号議案 高槻市都市計画マスタープランの改定に関する意見について

第 64 号議案 高槻市景観計画の改定に関する意見について

開会

・奥本市長より挨拶

平成 22 年度第 3 回都市計画審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、年の初めの、公私とも何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠に有難うございます。また、平素は、市政各般にわたりご理解・ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日の審議会の開会に先立ちまして、本年度にご審議を賜りました事業等の進捗状況についてご報告させていただきます。

まず、昨年 7 月の第 1 回都市計画審議会においてご承認いただきましたバイオコークス工場は、昨年末に建物の工事に着手し 3 月末の完成をめざし、順調に進捗しておりところでございます。

また、昨年 11 月の第 2 回審議会では生産緑地の指定に関するご審議を賜ったところですが、追加指定に関する PR を行いました結果、現在、3 件の生産緑地の追加指定を行える見通しとなっております。

このほか、これまでも、何度か途中経過をご報告してまいりましたが、都市再生緊急整備地区内の JR 高槻駅北東地区においては、JR 線の南北を安全・安心・快適に往来することができる連絡橋として、土地区画整理組合施工の弁天歩道橋、及び、本市が施工しておりました弁天こ線橋が、昨年 12 月に供用開始し、さらに、現在、組合では、北東地区内にある道路、公園等全ての公共施設を来年 4 月には供用開始すべく鋭意工事を進められているところでございます。

このような状況の中、本日も審議いただく付議案件は、4 件でございます。

まず、1 件目は、「北部大阪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する意見について」、また、「北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更に関する意見について」でございまして、これら 2 件は大阪府決定の案件として、この 2 月の大阪府都市計画審議会で審議するにあたり、本市の意見を求められているものでございます。

また、3 件目は「高槻市都市計画マスタープランの改定に関する意見について」、4 件目は「高

槻市景観計画の改定に関する意見について」でございまして、それぞれの案件とも本審議会のご意見を賜るものでございます。

これら 4 件の議案の詳細につきましては、後ほど事務局からご説明を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

- ・事務局より出席委員及び行政側出席者紹介

付議案件

第 61 号議案 北部大阪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(大阪府決定)に関する意見について

(会長)

第 61 号議案「北部大阪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(大阪府決定)に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「第 61 号議案 北部大阪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(大阪府決定)に関する意見について」を説明させていただきます。前のスクリーンを利用してご説明しますので、前方をご覧ください。

このたびの、変更理由としましては、大阪府とされては、北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の目標年次である平成 22 年を迎えたことや、平成 18 年に大阪府都市計画審議会から「成熟社会における大阪の都市づくりのあり方」について答申を受け、その答申を踏まえた内容とするため、変更を行うとされております。

まず、はじめに、都市計画区域整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランについて、説明申し上げますと、都市計画区域マスタープランは、都市計画法第 6 条の 2 に規定される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、また、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発に関する主要な都市計画の決定の方針を定めることとされております。

それでは、北部大阪都市計画区域マスタープランについて説明させていただきます。

第 1 章では、都市計画区域マスタープランの概要を示しており、マスタープランの位置づけにつきましては、平成 18 年 7 月の「成熟社会における大阪の都市づくりのあり方」や、大阪府国土利用計画に適合させて、改定が行われるものです。また、大阪府や市町村が定める都市計画や、本日、後にお諮りする市町村の都市計画マスタープランは、本都市計画区域マスタープランに即することとされており、都市計画を定める際に、重要な計画と位置づけされております。

次に、本マスタープランの範囲でございますが、北部大阪都市計画区域は北摂地域を主とした、ご覧の地域となります。

また、今回のマスタープランにおける、都市づくりの将来像から申し上げますと、大阪府国土

利用計画の土地利用の将来像である、「にぎわい・活力ある大阪」、「みどり豊かで美しい大阪」、「安全・安心な大阪」とされ、都市づくりの基本方針においても、同じく府の国土利用計画の土地利用の基本方針である、国内外から多様な企業や人が集まる都市の形成、鉄道駅を中心とした集約・連携型都市構造の強化、みどり豊かで環境負荷の少ない都市・地域づくり、災害に強い都市・地域づくりの推進などとされております。

第2章では、「都市計画区域の特徴」として、人口、土地利用、産業、都市構造及び安全・安心の観点から、都市計画区域の特徴を示しています。今後10年間の人口予測は、北部大阪では5万人の減少が見込まれています。加えて、15歳から64歳までの生産年齢人口が、大幅に減少すると予測されています。

また、土地利用区分別の面積推移をみますと、これまでの成長社会の中で、市街化区域を拡大してきた結果、農地や森林の面積が減少し、社会経済情勢の変化等により、工業用地が減少しており、大阪経済の活力の低下が懸念される状況にあるとされております。また、鉄道駅圏(半径1キロメートル)の人口の状況をみますと、人口の概ね7割以上が集中した、鉄道駅を中心とした人口分布となっております。以上のような特徴を踏まえ、都市計画の方針を定めることとされておりますが、本日は、全面改定された本マスタープランにおいて、次の章から説明させていただきます。

第3章では、「土地利用に関する方針」を示しています。まず、区域区分の決定に関する方針においては、現在、府においては、本マスタープランの改定と同時に、第6回区域区分変更を実施することとしておりその基本的な考え方として、住宅系市街地拡大の方針を転換し拡大を抑制することを基本とされ、本市のマスタープランにおいても、市街地の拡散の抑制を基本的な考え方としております。

また、新たに市街化区域に編入する区域は、幹線道路沿道での新たな産業誘致や鉄道駅周辺での住宅地整備など、特に必要なものに限定しております。併せて、良好な市街地形成を図るため、新市街地においては、市街化区域編入と同時に土地区画整理事業や地区計画等の都市計画決定を行うとともに緑被率20%以上確保することを条件としています。一方、既成市街地においては、大規模開発や地区計画による開発等により既に良好な市街地が形成されているものについては、市街化区域へ編入することとされております。なお、高槻市域においては、今回区域区分の見直しはございません。

また、5年後に予定されている第7回区域区分変更を実施する場合の考え方として、新たな住宅系市街地の市街化区域への編入は、鉄道駅の徒歩圏に限定することとしています。

次に、用途地域の指定の方針についてですが、第6回一斉見直しは、産業振興や都市景観の向上を目指した誘導や、準工業地域など混合系用途地域の指定時の適切な誘導を行うとともに、土地利用転換等により創出された良好な住環境を保全するために、特別用途地区や地区計画などを活用することとしています。第6回一斉見直し後は、これらの方針に加え、適切な土地利用や街並み誘導のための高度地区の活用を促進することや、建ぺい率や容積率などの緩和によるみどりの風促進区域内の緑化を促進するとともに、地域の実情に応じた容積率の指定を検討することとしています。

次に、市街化調整区域の土地利用の方針については、市街化調整区域は、維持・保全することを基本とし、特に周辺山系の維持・保全や農空間の保全・活用の取り組みを進めることとしてい

ます。

また、この調整区域では、既存集落の活性化を図る場合や学校や病院などを立地する場合、市町村が地域の実情に応じた、開発が必要と考える場合などには、地区計画の決定が条件となったほか、既存集落地域、市街化区域隣接地域、鉄道駅周辺や、幹線道路沿道地域など地区計画の対象となる地域を示されています。

次に、都市防災に関する方針のうち、市街地の不燃化対策については、防火・準防火地域の指定割合が、東京都全体で約 8 割に達していることに比べ、大阪府全体では 3 割にも満たず、北部大阪においては 1 割以下となっております。大火に対する脆弱な構造を改善する必要があるため、原則として、建ぺい率 60%以上の区域を対象に、防火・準防火地域の指定を促進することとされており、このことは、本市のマスタープランにおきましても、準防火地域の指定拡大の検討について記載しているところです。

第 4 章では、「都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針」を示しています。交通施設の整備に関する方針のうち、都市高速鉄道等については、公共交通を中心としたまちづくりを促進するとともに、鉄道ネットワークの充実に向けた検討を行うこととされています。併せて、道路については、バイパス整備や交差点改良による効率的なネットワークを形成するとともに、歩行者・自転車走行空間の確保や歩道のバリアフリー化を進めるほか、併せて、本市の今後のまちづくりに向けて重要な役割を担う新名神高速道路の整備を進めることとされています。

次に、河川整備の方針は、人命を守ることを最優先するという基本理念に基づき、「防ぐ」施策として、治水施設の整備を図るほか、「逃げる」「凌ぐ」施策として、河川氾濫・浸水の危険性の周知等を強化することを示されています。また、淀川については、治水対策として、早期に治水安全度を高める観点から、堤防強化や流下能力の向上対策などを早急に進めることを国に働きかけるとされています。

次に、市街地開発事業の方針は、本市においても JR 高槻駅北東地区や大阪医科大が含まれる、都市再生緊急整備地域における事業促進や、土地区画整理事業や、市街地再開発事業、密集市街地の整備促進を図るとされています。

次に、都市計画施設等の見直しの方針については、長期未着手の都市計画道路の見直しを進めることとされており、現在大阪府においては、「必要性」や時間軸の「実現性」の観点から、見直しの基本方針の策定を進められており、来年度以降具体的な取組がなされていく予定でございます。

次に、住宅・住宅地の方針は、人口減少社会等に伴い生じた空き家や空き地を活用し、みどりの確保や福祉・生活サービス機能等へ転換することが必要であること等を踏まえ、現在、住宅まちづくりマスタープランの改定を進めており、その内容に基づき施策を進めることとされています。

第 5 章では、都市魅力の想像として、都市環境に関する方針等示しております。まず、都市環境に関する方針は、低炭素社会の実現のため、歩いて暮らせるまちづくりの促進や、モビリティマネジメントの実施を行っていくこと。ヒートアイランド対策として、「みどりの風の軸」におけるクールスポットの形成を進めていくこと等とされています。特にみどりの確保につきましては、昨年度に策定した「みどりの大阪推進計画」で、緑地を大阪府域面積の 4 割以上、市街化区域における緑被率 20%の確保を掲げられていることから、本市では、来年度これらを踏まえ、緑

の基本計画の改定を予定しているところです。最後に、都市景観に関する方針は、無電柱化など、美しい都市景観を創出し、都市魅力を向上させるため、景観に関する施策を総合的に実施していくことが必要であるとされております。

以上が、本マスタープランの概要です。

引き続きまして、「都市計画の手続きについて」、説明させていただきます。大阪府では、平成21年度より、関係市町村との協議を図りながら、今回のマスタープランの策定を進めてこられたところです。昨年、9月3日には大阪府が主催する公聴会が開催され、1名の方が、公聴会で公述されております。

その後、大阪府が都市計画の変更案を作成し、昨年12月3日から2週間、都市計画案の縦覧が行われました。案の公告縦覧の意見については、10通の意見書が提出されております。公聴会、公告縦覧の意見のいずれも、本市に関わるご意見はございませんでした。

また、大阪府からの意見照会を受けております本市としては、本日の当審議会で、ご審議いただいた後、大阪府へ回答を行う予定をいたしております。今後、大阪府では2月18日に予定している府都市計画審議会に諮り、この答申を受けて都市計画決定される予定でございます。

以上で第61号議案の説明を終わらせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

(会長)

はい、ありがとうございました。議題の説明は終わりました。これから質疑に入りたいと思います。本件に関しまして、ご意見ご質問ございましたら挙手をお願いいたします。

(A 委員)

異議を申し上げることはないのですが、私自身の意見として申し上げさせていただきます。先ほどの説明の中にも述べておられましたように市街化区域の区域区分変更ということで、今回、高槻市の区域区分についての見直しは行わないということで説明されたのですが、過去、高槻において時代の流れと共に調整区域と市街化区域という形でかなり調整区域が減らされている。

今、現代の高槻市において都市農業の占める役割が非常に大きくなっています。もちろん地産地消の問題もさることながら、食料自給率の向上等もそうでございますが、特に環境面においては大きな役割を果たしております。

そういう見地からして安全、安心なまちづくりの中でも農地については、東南海地震が30年以内に起こるだろうと言われていたし、もし大地震が起こった場合の緊急避難地にもなるわけでもございます。とりわけヒートアイランド現象の防止にも大きな役割を示していると共に、最近、高齢化社会において健康維持のために農地周辺を散策されると、食物の成長は人の癒しにもなっているので農地というのは非常に大きな役割を示している。そういう点においても、特に都市農業において、私は今後、見直しの中で保全を中心に都市計画を進めていただきたい、市街化区域から調整区域はまず考えられないことですから、調整区域は市街化区域の中において、これからの都市のあり方という観点からした場合、是非共、都市農業の保全という見地の中で考えていただきたい。

あくまで意見です。

(会長)

はい、ありがとうございました。

ただ今の都市農業の役割について、重要性について理解しておきましょうという意見をいただきました。他にご意見ご質問ございますでしょうか。

はい、お願いします。

(B 委員)

2 点質問なんですが、先ほど事務局から北部大阪都市計画の区域についての整備、開発及び保全の方針について説明いただいたのですが、大阪府がこの計画を進めていかれるにあたって、私たちが議論するにあたって、大阪府がこの北部大阪というこの地域を大阪府域の中でどういう位置づけをしているのか、その中で高槻がさらにどういう位置にあるのか、そういう点があってはじめて議論ができるのではないかと思うのですが。そういう点からして大阪府が北部大阪、さらに高槻市を位置づけておられるのか、これが 1 点。

二つ目には、先ほどの説明からいって、大阪府の計画と後ほど議論します高槻市の都市計画マスタープランを含めた互換性が出てくるわけです。そういう点からして大阪府の役割、そして高槻市の役割、こういう点を含めてこういう計画の中でそういうものがどのように位置づけられているのか、その点についてお伺いしたい。この 2 点です。

(会長)

はい、ありがとうございます。ただ今、2 点質問がありましたけれども、事務局の方からご回答お願いいたします。

(事務局)

2 点のご質問いただきましたけれども、一つは大阪府全体の中で、北部大阪がどのように位置づけられているのかということですが、北部大阪の区域設定については市街地の連担であるとか、地形地物等によって淀川と大阪市の北側に区分している。そういうまとまりのある土地として区分しており、個別の市町村ということではなく、そういうまとまりのある土地として区分しております。

それともう一つはその中で高槻の位置づけなんですけれども、高槻というのは国土軸上に位置した重要な地と位置づけをされておまして、本市におきましてはこれから、新名神高速道路の整備等が促進されることになるんですが、また都市づくりの基本方針でも示されてます集約連携型の都市構造の強化としては、既成市街地の再生であるとか、都市拠点の形成など、広域的な賑わいの観点から JR 高槻駅、それと阪急高槻市駅周辺については非常に重要な拠点と、区域マスタープランの中でもそういうふうに位置づけていただいております。

それともう一つ 2 点目、区域ますを実施するにあたって、府の役割と市の役割をどのように考えているのかということですが、それにつきましては区域マスタープランの 1 ページ目にも書かれておりますけれども、街づくりの主体はあくまでも市町村ですと。ただ、大阪府域は市街地が一体的な都市空間を形成しているということでもありますので、広域的な観点からは土地利用計画など方向性を示すことが重要となってくる。個別の街づくりというそういうものは市町村がが

んばって、その中の全体としては大阪府がやるという形で書かれておりますので、よろしく願います。

(会長)

よろしいですか。

(B 委員)

かなり抽象的であって、わかりにくいなと思うのですが、いただいた資料、先ほどの説明の中で、大阪府としてはこれから土地利用の将来像を、都市づくりの将来像については「にぎわい・活力ある大阪」、二つ目には「みどり豊かで美しい大阪」、そして「安全・安心な大阪」とこの三つの都市像を掲げておられるわけですが、はたしてこの中で、高槻もこの3点というのを共有した形で都市計画マスタープランに入れていくと。その中でもさらに大阪府として、はたしてこの北部の地域はみどり豊かだからそういう点は基準にこの北大阪地域を整備して調整していこうやないかと、そういうポリシーがあってしかるべきだと思うのです。そういう点からこの三つの将来像がある中で、さらに特徴をいかしていくというそういうまちづくりが本来、大阪府から北大阪なり、高槻に示されるべきだと、こういう考えをもっています。意見として申し上げておきたいなと思います。

それと二つ目に、今回、この考え方が示された中に、これからの大阪としては人口の減少もある中で、開発を抑制し、みどり等含めて守っていこう、保全していこう、そういう考え方についても賛同の立場です。ですから、むやみな開発はやっていかない、こういう点については賛成です。そういう点であります、この間の大阪府と高槻市との関係の中では、例えば都市計画道路で具体的な例を挙げますと、郡家茨木線、高槻と茨木を結ぶ市道があります。一方は茨木がつくられて、一方は高槻がつくります。高槻はできたけれど、茨木は10年来できなかった。そういうことによって供用開始が遅れた。こういう実例もあります。もう一つ富田から摂津へ向かう道路、十三高槻線と交わる道路があります。あれも茨木区域はできたけれど、富田地域から茨木の区域はできない。いわゆる西町周辺ですけれども。そういう点から考えて、各自治体が基本的に行っていくというのは、これは基本であったとしても、大阪府として大阪府下全体の都市計画を進めていくにあたっては、やっぱり自治体間の調整、大阪府の役割がそこにあってしかるべきだと。こういう点からして今までの都市計画マスタープランを含めて、大阪府の今までの計画進行というのは果たしていかなるものであったのかなという点、かなり不満をもっています。そういう点からして今回、この計画の方向性、具体的にはこれからつくられるということではありますが、そういう点がこの中に加味されていくといいますか、そういうことでなければこの計画は生きていけないと思いますので、是非ともその点は高槻から大阪府の方に対して申し入れていただくのが大変大事かなと、これは道路の面で言いましたが、例えば先ほど市長からありましたバイオマスタウン構想で、高槻で今、バイオコークス工場をつくっていますが、高槻市が大阪府の森林組合に多額の補助金を出して、それを高槻で実践している。それにはたして大阪府はどれだけの協力をしてくれているのか。

この点については大変問題点も含めて多く含んでいると、大阪府もやっぱり旗を揚げるだけじゃなくて、高槻なら高槻の行政、北摂なら北摂の地域で関連性をもって深める、そういう点を行

っていただきたい。特に強く申し上げておきたいと思います。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。ただ今、ご意見ということでよろしいですか。ただ今いただいたご意見に事務局の方から何か。

(事務局)

ただ今いただいたご意見につきましては、特に道路等のネットワークにつきましては、市としても茨木まで進んでいるのが届かないということは常々大阪府へも要望させていただいておるところでございます。

他にもいろいろご指摘いただきましたが、市からも今後とも府へ強く申し入れをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。他にご意見ご質問ございますでしょうか。

(C 委員)

この区域区分の方針について、先ほどのご説明、或いは今見ております 17 ページのところでは、現行の市街化区域を基本とする。これが基本的な考え方になっているように思います。一方で人口は減っていくという見通しはあるわけなんです、人口が減っていく中で、市街化区域は同じであるということになると、徐々にその中で低密度化していくということになるかと思えます。都市というのは人が密に住んで、いわゆる集積の経済を活用して、広域的にあちこち環境を作りましょう、こういう一種の社会的装置であるわけですが、その密度が下がってくると、いろいろな問題点がたぶん出てくるだろうと思えます。そういう意味で私、高槻市の将来人口の予測、どこにどれくらい変化があるのかよく存じ上げませんが、現行市街化区域を基本とするということだけで、はたしてよろしいのかどうか。そうではなくて、今あちらこちらで積極的な撤収という言葉がよくないのですが、そういった市街地の空間的な見直しをするという動きも出ていますが、はたして市街化区域を基本として人口が減っていく、内部で低密度化が部分的にであれ、生じるということでのよいのかどうか、これが一つの疑問です。

そのページのもうちょっと下を見ますと、下から二つ目の段落で、「ただし、第 5 回区域区分変更後の経過措置」について書かれてありますが、たぶんこの時期であっても、将来の人口予測はある程度見通せたのではないかなというふうに思います。そうすると、なぜこのようなことが起こってしまったのか、逆に言うと、これからかなり教訓が得られるのではないかと思います。ということで二つ目の質問としては、前回のマスタープランのフォローアップはどのようにされているのでしょうかということ。そこで、当時はよかれと思ってやったことが、結果的にはそうではなかったことがいろいろあって、それを次の改定に生かすということが自然な考え方だろうと思えますが、そうすると今回、市街化区域を維持するということにして、次回の改定で少し入れましょうかという話になった時に、また同じような経過措置を講じなければならないことが生じてしまうのではないかと、つまり次回の改定のときは区域区分或いは線引きの見通しの上で、

今どうするのかということを検討すべきであろうと思います。もちろんそういう検討はしておられると思いますが、ちょっとよく読み取れませんので、これは市の計画ではないですけども、このことについてご説明いただいて、これでうまくいくんですよということを教えていただければなというふうに思います。

(会長)

ご質問が2点あるということで、一つ目は逆線引きといいますか、市街化区域から市街化調整区域に、或いは市街化調整区域を含めて都市計画区域をさらに小さくするようなことを考えていないかということ、前回のマスタープランについて、どういう反省を踏まえてこういう話になってきたのかということ、を質問されています。事務局の方からいただける意見はありますでしょうか。

はい、お願いします。

(事務局)

一つ目の質問ですけども、議案書の18ページをご覧くださいと思います。その中で、(1)基本的な考え方を示されているところですが、市街地の格差の規制につきましては、先ほどご説明をさせていただいたとおりでございます。その中で、下2行ほどの中にございます市街化区域のうち「今後も長期にわたり計画的な市街地整備の見込みがない区域は、極力市街化調整区域へ編入することに努めます」ということで、説明の中では言葉が足らなかったのですが、こういう考え方は大阪府でも示されているところでございます。

それと、一つ前回からの追加地域等でございますけれども、前回の北部大阪区域マスタープラン、平成16年度に平成22年度を目標として作られておるものでございますが、この時の市街化区域の概ねの規模に関しましては平成7年、17年と当時比較されておりまして、一部区域の拡幅を見込んでおられたようでございます。

しかしながら、今後につきましては、先ほども申しましたとおり住宅人口減少社会に対応しまして、当然、住宅圏につきましては基本的に拡大しない、またもう一つとして幹線道路とかそういったものについては、ごくごく限った中で認めていこうというのは、今回考え方として示されておられるのではないかと考えているところでございます。

(会長)

よろしいですか。

(C委員)

この方針で、高槻市としてはたぶん問題が出ないであろうとお考えであれば、私はそれでいいと思います。もちろん可能性としてはどんどん減ってきて、今、市街化がある程度進んでいるところでも、さらにコンパクトにしなければならない可能性は理論的にはありますが、そういう話ではなくて、この方針で高槻市としては、今後はさほど支障が出ないであろうという見通しをお持ちであれば、それで結構です。

(会長)

はい、人口減少社会というのは、実は私たちが初めて直面する事態であって、想定はされていたんですけども、それに対してどういう対応の仕方をしたらいいのかというのは、抽象的にはいろいろ考えられるのですが、具体的に考えれば考えるほど、結構試行錯誤をこれからしていかなければならないということでございます。従いまして、こういう大きな方針の下で、実際個別の話については様々な案件が出てくるということがあると思います。その点につきましても、また皆様とご議論させていただいて、たぶん試行錯誤でよかったものについてはさらに伸ばしていく、それからこれはちょっとまずいなということについては改めていく、柔軟にしていくことが望ましいのではないかなと。私たちはちょうど時代の入口に立っているということだと思います。

他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

はい、お願いします。

(D 委員)

大阪府から意見を求めるということの中身で議案としてかかっている中身ですので、とりわけ高槻市に関わる問題として記述としていくつかあるんですが、35 ページの新名神の高槻から京都八幡までの早期着手の問題と、もう一つは 41 ページの河川整備の問題のスーパー堤防の問題について同意ができないということで、問題が多いんじゃないかという観点で意見を述べさせていただきたい。

まず、新名神の高槻から八幡までの早期整備の問題ですが、国においても国土交通会議においても、高速道路の見直しに際してダブルネットが国土の幹線軸として必要だということの中でも、高槻から京都八幡までの間はすでにダブルネットは完成しているという理由で、抜本の見直し区間として、見直しで着手を凍結するというふうな形になっているところなんです。加えてそういうダブルネットの要素に加えて、昨年 3 月 20 日に、第 2 京阪高速道路という形で西日本高速道路が京都の久御山ジャンクションから大阪の鶴見緑地のところまでに至る高速道路を開通させたというふうな形で、既にバイパスのあるところにもう一本大阪南部へのアクセスをさらによくするような形での高速道路、アクセス網が完成したということなんです。

ネクスコ西日本の資料の中でも、一昨年 3 月から 9 月までの間と第 2 京阪道路が開通してからの昨年 3 月から 9 月までの今の現名神の通行量を一日平均という形で出した資料が発表されています。それによりますと、現名神が第 2 京阪道路が開通したことによって一日平均当たりこの半年間で言いますと、1 万 4 千台、通行量が減っている。なおかつ渋滞で言えば、いわゆる天王山であるとか梶原のトンネルのところでも、6 割渋滞が減ったという形でプレス発表をされていることを考え合わせると、今の現名神の高速の通行量、或いは渋滞の状況からして、さらにもう一本高槻から京都の八幡へ至る道路について早期着手を国に求めるというのは問題があるんじゃないのか、本当に必要なかどうかはもう一度検証しながら中止すべきものはしっかり見直していくという立場が、私は必要なんではないかというふうに思いますので、私はこの提議については同意できないというふうに意思を表明しておきたいと思っておりますし、国に求めるということであるならば、八丁畷の 171 号の交差点の改良ですとか、或いは大畑町も同様ですが、今の 171 号線の渋滞解消にいかに取り組んでいただくかということについて、高槻市としてもしっかりと国に対して要望をあげていきながらアクセス網の整備にかかるべきというふうに意見を言っておき

たいというふうに思います。

もう一点、41 ページのスーパー堤防の問題についてですが、この中では「まちづくり等の複合的に効果のある事業中の地区に限定し整備されるよう働きかけます」というふうな表現になっています。このスーパー堤防の事業計画についても、これも昨年度の10月に行われたいわゆる事業仕分けが国で行われましたが、この中で大きな問題になった事業であり、その結果として抜本的に全部見直して、廃止にしていくなだというふうに方向付けをされた事業です。それにもかかわらず、こういう形の表現というのはいささか問題があると同時に、当該地区の高槻のスーパー堤防の整備をする地区で具体的に事業中の箇所でございますと、既に河川の中で一番高規格である時間雨量80ミリメートルといういわゆる100年に一度あるであろう大雨に対する河川整備、護岸整備については既に完成している区間です。ですから、治水の面でいうと理屈がないということだと思いますし、なおかつここに書いてあるようにまちづくりと複合的に効果のある事業ということですが、当該地区で言えば、いわゆる府営住宅の跡地の中で、府営住宅を建て替えをした中の空間、空地であって、平面としてまだ更地の状況ですので、そういう意味からいっても、今の状況であったとしても、十分にまちづくり等の複合的な問題というのは何もスーパー堤防を作らなくてもできるというふうな状況だと思いますので、こういう問題について同意することができないということです。もう一点、国に対して要望するのであれば、芥川で言えばまだ50ミリメートル対応、80ミリメートルの対応ではなくて10年に一度の確率である時間雨量50ミリメートル対応の区間があるという状況ですので、スーパー堤防にかかる予算があるのであれば、そうしたところにきちっと手当てをしていく、早く80ミリメートルの対応にしていく、そうした護岸の整備の計画こそ大阪府として検討すべき問題というふうに言うべきだと思いますので、同意はできないというふうに意見を表明しておきたいと思います。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。ただ今2点の同意ができないということをお話いただきました。これにつきまして、事務局の方からございますか。

はい、その前にE委員。関連してということよろしいですか。

(E委員)

今の意見に関連してなんですけれども、私の意見といたしましては、今日、府の大きな府という形の中で高槻市の位置ですね、本市としての位置づけという部分が第一名神をのがしたことにより、本市が多大な税務的にも納税が本当になくなってしまった、企業が出て行ってしまった、それが全て市民の税金に跳ね返ってくるという中であって、奥本市政でかなりの苦労の中で今の本市がある。大きい観点から言いますと、第二名神というのもおっしゃるとおりなんですけれども、私は今回の本市としてのプライド、本市のあり方という意味で、高槻市が大きく府の中で関西圏の中でどのように生き残るかを考えた場合には第二名神は当然あるべきだと思いますし、まちづくりのスーパー堤防の件もですけれども、これも個々に見直しかいろいろなことが必要であると思います。けれども長期展望に立ったときに本市はどこを目指すのか、ということが非常に問題になってくる。本市の特性を生かして里山とともに大阪と京都の中間ということでたぶん人が住みやすい、住み続ける、或いはそういう心の癒しも求めて人口的にも住みたいという方々に

よって作っていく本市の形を壊すことは、私はできないと思います。それが高槻の生き残りであり、プライドであると思います。そのプライドとして、本市をどのように住民のプライド、高槻に住んでよかったというプライド、そういうものを持てる、本市としてこういう計画は大きな意味で進めていただきたい。既に今までかなりの年月、住民が損をしている、損害を被っている部分で、個別に言えば一つ一つはあたるかもしれませんが、もっと大きな観点で本市の特性ということで損益のないように進めていただきたい。私は前進にしようと思います。

(会長)

ありがとうございます。ただ今、E 委員からの原案をもっと進めていただきたいというご意見ございましたけれども、他に委員の皆様からのご意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(C 委員)

進め方という話なんですけれども、今お二人がおっしゃったこと、それぞれそうだろうと思いますが、たぶん我々が知りたいことは、この観点からするといいとか悪いとかという話ではなくて、どういう検討をして、利点、長所、短所をどのようにバランスを判断して、このように結論づけたのかということを知って、そのプロセスが妥当であれば、私は結論は妥当なんではないかと、しかしながら先ほどから指摘しているいくつかの観点について、実は気がついてなかったのだということであれば、また問題になってくるだろうと思いますので、どのような判断をされてこのような結論に至ったのかという説明をしていただければ結構です。

(会長)

はい、ありがとうございました。まず、委員の皆様からのご意見を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。これは府の案件ですから、高槻市の皆さんがどこまで説明できるかがあるとは思いますが、この案件について、まずは事務局の方から先ほど C 委員からも言われた視点も含めてご紹介いただければというふうに思います。

(事務局)

先ほど、D 委員の方から新名神とスーパー堤防の意見表明をされ反対ということですが、新名神が今どのような状況であるかを含めましてご説明させていただきます。

今、現在高槻から神戸までの間は、西日本高速道路の方で整備を進めておりまして、用地買取につきましては 50%をこえて、平成 30 年度を債務返済の約束事項、これを 2 年前倒しにしていきたいという状況です。高槻から東につきましては、ここにもございますように高槻、八幡の区間が国における抜本の見直し区間のもとで、現時点においては施行することについては考えておりますが、整備する方向はもってはいませんが着工はしていないという状況です。

先ほど、京滋バイパス並びに第 2 京阪が供用されて、現名神の通行量については減っているのではないかと、そうしたら新名神は東側についてはいらぬのではないかとという意見でございましたが、これについては、確かに現名神については、いくぶん交通量が減っているのは事実ですが、ただし昨年 3 月に第 2 京阪が供用されたことによって、さらに京滋バイパスの渋滞が増してお

りまして、やはり京滋バイパスというのは部分的な毛細血管としての役割しか果たしておらず、先ほどのネットワークについて言えば、新名神がないとネットワークを果たさないところがございます。これについては、現名神が整備されて50年、その中で現名神の大規模改修の時期がもう間近に迫っている中で、ダブルネットがないと、現名神だけでは産業界、物流動線に大きな影響がある。またもし、老朽化によって投資しないといけない時期もありますし、阪神・淡路大震災等のような大規模災害が起こった場合も他のネットワークも必要でありますし、道路公団民営化の中で西日本高速道路株式会社と民間になったわけですが、その際にこの東側の整備についても既に債務として見込んでおりまして、新たに税金等の投資は必要ない。

この大きく三つの観点から市としまして、また産業界にとっても必要であろうと強く要請しておりますので、そういった趣旨から区域マスタープランにきちっと位置づけたいと思います。

それともう一つスーパー堤防につきましても、お話がございましたスーパー堤防につきましては、国の事業仕分けの中で廃止といったところですが、ここに書いておりますように既に着工しておいて、まちづくりとして事業効果が見込まれるところについては別物ですよという考え方を持っています。そういう中で府のマスタープランにもきちっと位置づけられておりまして、先ほど津之江の事例が出ましたが、これについては既に着工しておりまして、墓地の部分が既にあがっている、スーパー堤防として供用されております。残る府の用地が未整備になっておりまして、これについてもいろいろ検討中でございますが、市といたしましても、堤防を広げて河川を高めるといこともございますが、現地道路環境をよくする、また土地をこえて一体化して、環境整備などを考えますと一日も早く環境面でも早く整備しようというところから、スーパー堤防を着手しているところはこういう記載をしていただいていることについて、市としては了解していることでございますので、よろしく願います。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(D 委員)

すいません、先ほどの意見について、若干補足といいますか発言したいと思っておりますのでお許し願いたい。

新名神の問題ですが、第2京阪道路が出来て、京滋バイパスが混んだから必要だと言いますが、第2京阪から京滋バイパスに行くルートですが、大阪の中心部から滋賀県に抜けるルートに対して現名神、或いは新名神の滋賀県から大阪へ至るルートの中で高槻市から八幡に仮に道路を通したとしてもそれは京滋バイパスの渋滞解消には繋がらないです。その点で言えば必要がないというふうに思いますし、さらに現名神が老朽化というか建ってから46年間たってますから、それに対して大規模改修の時期を迎えるといいます。既に意見はいろいろありますけれども、高槻市から西宮に至る西側のルートというのは建設を予定されておられて、なおかつ東側のルートについてはダブルネットが既にある意味完成をしているわけですから、そういう点でも産業の支障をきたすと言いますが、その点についても、大規模改修があったとしても一時期のものでありますから、そういった部分についても私は理由にはならないというふうに思います。

もう一点、私は別に様々な個人的な意見は別にして、議論として考える際に分けて考えないと

いけない問題は、高槻のインターチェンジ、いわゆる高速道路から降りる降り口を作るか否かという議論と、もう一点はその本線、高速道路を作る、その工事をどう着手していくかという議論は別物だというふうに思います。インターチェンジを作って、そこは高速道路から降りるということについては、今の計画で言えば高槻のインターチェンジは新名神についてのジャンクションとともに設置をされるわけですから、その点で言うと産業構造、高槻の産業構造を支えるという点で言うと、確かにその点で言うと利点はあるかと思いますが。しかし高槻から東の新名神を作る、新たな路線を作るということについては、全く別問題、高速道路もインターチェンジができれば乗れるわけですから。というふうに思いますので、その点はやっぱり分けて考える必要があるんじゃないかというふうに思います。

もう一点、スーパー堤防の問題について言いますと、一部事業着手をしているからするというふうなご意見だったというふうに思うのですが、一部事業着手をしている場所は、全体の計画の予定地の1%に満たない場所です。そういう点から言いますと、大部分はまだ着手されていないという点から言うと、着手されていると言えばされているわけですが、着手している区域は極めて少ないと指摘せざるを得ませんし、まちづくりの観点から言いますと、仮に道路網の整備という形でいってスーパー堤防ができたとしても、その前後が完成しない限り道路網という形でもきちっとした通過ができない、通過交通のスムーズな整備が繋がらないという点からしても、今、家がたっているわけじゃないし平地であるわけですから、今の現況でまちづくりの観点から良好な住環境の整備をするということは十分可能なわけですから、その点でもスーパー堤防を作る必要はないというふうに思いますので同意できないというふうに言っておきます。以上です。

(F 委員)

私も今、議論を聞いていますと個々の部分でされていますが、議案そのものは大きくまとめてされているわけで、ただ一点私が聞いておきたいのは、今日の議案全てに関わることもわかりませんが、本市の総合計画ですね第5次総計で今後の10年を見据えて設計されているわけですが、その総合計画と今日議案として出されているものについての整合性というのか、矛盾というのか、そういうものが本市として、大阪府の決定についてよしとするのか、或いはどうなのかということをお伺いしておきたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。もうお一方手が挙がっていました。

はい、どうぞ。

(G 委員)

今回の計画の基本的な方向性としては、市街地拡大を抑制してコンパクトとしていを目指していくという基本的な方向、そういう計画だと思います。私は基本的にこれは良というふうに感じています。ただコンパクトとしていを目指す時、先ほど少し議論がありましたけれども中心市街地の再整備をどう図っていくかということも、これからの特に人口減少、高齢化を迎えた中で、一つの大きな課題になってくるんじゃないか。そういうことで言いますと33ページから「都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針～真に必要な施設を整備します～」ということで記載され

ていますけれども、例えば阪急高槻市駅南の再整備の問題、或いは国交省が規定をしている「開かずの踏み切り」と言われている JR 京都線の富田村踏み切り、或いは阪急京都線の富田、或いは富田西踏み切りを含め、歩行者の安全空間を中心市街地でどう確保していくかということも、私は再整備の大きな課題の一つではないかと思います。ここでさらっと、36 ページの上段から 3 行目のところに「歩行者の安全・安心を確保するため、歩行者・自転車走行空間の確保やバリアフリー化などを実施します」と書かれてるんですが、中心市街地の観点から言うと、この部分もとくに高齢化というのを踏まえて重要な課題かと思いますので、その点でも特に府には意見として申し述べていただきたいというふうに思います。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。ただ今、質問で F 委員から総合計画との整合性の矛盾はないのかという話とその次からは意見ということでよろしいですか。

はい、質問につきまして、事務局の方からご回答をいただければと、よろしく申し上げます。

(事務局)

F 委員からの総合計画との矛盾はないのかという質問でございますが、市の方では昨年末に市の第 5 次となります総合計画を策定したところでございますが、今回、区域ますにつきましては、府の総合計画、或いは国土利用計画というところに整合して策定されているところでございますが、市の方では総合計画と合わせまして、後ほど市の都市計画マスタープランの議論をいただくこととなりますけれども、市の都市計画マスタープランにつきましては、先ほど D 委員がおっしゃられました新名神の関係ですとか、それからスーパー堤防の関係、そういった部分につきましても、今後の街づくり、或いは安全・安心といった観点から記述しておるところでございます、市の都市計画マスタープランの方針と合致するものと考えてございます。従いまして、市の都市計画マスタープランも当然のことながら総合計画に適合する形で定めることとなりますので、そういった意味からしますと、今回の区域ますにつきましても総合計画と齟齬はないものというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。他にご意見ご質問ございますでしょうか。

ほぼ、ご意見ご質問でつくしたように考えてございます。ただ今ご意見ご質問につきましては A 委員、B 委員、G 委員からいただきましたご意見は、それにつきましては議事録にはきちんと反映させていただけたらというふうに思います。

それから反対意見が出ております D 委員のお話につきましては反対意見を本議案として承認するかどうかということで、基本的な内容でございますので採決をお願いしたいというふうに思います。

原案について賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

<多数の挙手あり>

(会長)

基本的には賛成多数ということでございますので、この件につきましては原案のとおり、付議案件につきましてはこの内容で決まりましたということで承認したいというふうに思います。ありがとうございました。

いろんな豊富な意見をいただきましたということで、都計審としましては重要なことでございますので、時間もありませんけれどもできるだけ密な議論をいただいて感謝しております。第 61 号議案につきましては、原案のとおり承認させていただきたいというふうに思います。

第 62 号議案 北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更(大阪府決定)に関する意見について

(会長)

続きまして第 62 号原案でございますが「都市再開発の方針の変更に関する意見について」につきましては、できるだけコンパクトにご紹介いただければというふうに思います。事務局からの説明よろしく願いいたします。

(事務局)

第 62 号議案、「北部大阪都市計画 都市再開発方針の変更(大阪府決定)に関する意見について」説明をいたします。前のスクリーンを利用して説明いたしますので、前方をご覧ください。

まず初めに、都市再開発方針について、説明いたしますと、都市再開発法や国の通達等により、都市計画区域内の市街化区域において、「計画的な再開発が必要な市街地」や、また、この内、「特に整備効果が大いだと予想される地区等」として、図では「戦略的地区等」として表記しているもの、さらに、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」いわゆる「再開発促進地区」等を定めることとされております。

このたびの、変更理由としましては、都市再開発法第 2 条の 3 第 1 項の規定による都市再開発の方針について、「計画的な再開発が必要な市街地」及び「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」を追加するとともに、再開発の整備の進捗等にあわせて方針の記述の変更等を行うとされております。

それでは、この度の、高槻市内の変更箇所について説明いたします。図面の中で、赤く囲まれたエリアが、「計画的な再開発が必要な市街地」として位置づけられたエリアでございます。今回、再開発促進地区につきましては、現在、都市再生緊急整備地域において、土地区画整理事業を初めとした都市開発事業が進められている JR 高槻駅北東地区と、都市再生特別地区・特別用途地区として計画的に建替が進められている大学町地区を新たに追加しております。

次に、戦略的地区等については、芥川一丁目地区については、都市計画道路の廃止に伴い、また、府営高槻津之江住宅地区および市営川西住宅地区につきましては、建替が完了したことから、それぞれ地区の削除、などの変更をしております。続きまして、「都市計画の手続きについて」、説明させていただきます。

大阪府では平成 21 年度より、関係市町村との協議をはかりながら、案の策定を進めてこられたところです。昨年、9 月 3 日には大阪府が主催する公聴会が開催されました。その後、大阪府が

都市計画の案を作成し、昨年 12 月 3 日から 2 週間、都市計画案の縦覧が行われましたが、公聴会、公告縦覧のいずれも、意見はございませんでした。また、大阪府からの意見照会を受けております本市としては、本日の当審議会で、ご審議いただいた後、大阪府へ回答を行う予定をいたしております。

今後、大阪府では 2 月 18 日に予定している府都市計画審議会に諮り、この答申を受けて都市計画決定される予定でございます。

以上で第 62 号議案の説明を終わらせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

議案の説明は終わりましたので、これから協議に入りたいと思います。本件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

<意見、質問等なし>

(会長)

よろしいでしょうか。特にご意見ご質問等ないようですので、本件第 62 号議案につきましては原案のとおり承認したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

<異議なし>

(会長)

よろしいですか。では、異議なしということですので、第 62 号議案につきましては原案のとおり承認させていただきたいと思います。この内容につきましては答申させていただきます。

第 63 号議案 高槻市都市計画マスタープランの改定に関する意見について

(会長)

続きまして第 63 号議案「高槻市都市計画マスタープランの改定に関する意見について」事務局の方からご説明いただきたいと思います。よろしくお願い致します。

(事務局)

それでは、本日 3 つ目の案件でございます「第 63 号議案 高槻市都市計画マスタープランの改定に関する意見について」、説明させていただきます。都市計画マスタープランの概要等につきましては、本年度過去 2 回の本審議会において報告申し上げてきましたが、本日は改めて議案として付議させていただきましたことから、お手元の議案書を用いて説明させていただきます。

それでは、議案書の横に付いております青色のインデックス 63 のところをお開き願います。まず、この 63-1 ページは、本市から本審議会への付議依頼文でございます。次の 63-2 ページは、

今回付議させて頂きました理由書で、理由としましては、都市計画法第 18 条の 2 の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針である高槻市都市計画マスタープランは、目標年次である平成 22 年度を迎えたことや、同じく目標年次を迎える北部大阪都市計画区域マスタープランや、高槻市総合計画の見直しが行われることから、上位計画に即し、改定を行うもので、今回、素案を公表した上で、パブリックコメントを行った結果を踏まえ作成した高槻市都市計画マスタープランの改定案について、意見を求めるため付議するものです。

それでは、63-3 ページをお願いいたします。このページ以降が今回の都市計画マスタープランの案でございますが、この次の目次を用いて本マスタープランの章構成について説明いたします。

まず、序章として「都市計画マスタープランについて」、第 1 章「都市の特性と都市づくりの課題」、第 2 章「全体構想」、第 3 章「地域別構想」、終章「都市計画マスタープランに基づく都市づくりの推進」としておりました、現行の都市計画マスタープランと同じく 5 つの章構成としております。

それでは順に、次の序章から説明いたします。2 ページをご覧ください。まず、「1 都市計画マスタープランの役割」では、高槻市総合戦略プランのまちづくりを都市空間として具体化していく手段としての基本的な方針を示すものとして、4 つの役割を示しております。次に、「2 都市計画マスタープランの位置付け」では、上位計画である高槻市総合戦略プランおよび北部大阪都市計画区域マスタープランに即して定めるものとしております。また、次の 3 ページの「3 都市計画マスタープランの構成」の 1 では、目標年次は平成 32 年度としております。

次に、資料をめくって頂き 4 ページをご覧ください。今回の改定の視点としましては、「総合戦略プランとの整合」のほか、「環境への配慮と安全・安心」、「高槻の魅力を活かした都市づくり」などとしております。次の、5 ページでは、都市計画マスタープランの策定の流れとして、平成 20 年 4 月から基礎調査の実施など策定の取組を進め、平成 21 年 1 月には市民意識調査、平成 21 年 12 月には地域懇談会、平成 22 年 10 月には説明会を実施するなど、市民の参加も得ながら案を作成いたしました。

次に、第 1 章ですが、8 ページ、9 ページには、「1 都市の特性」として、位置・地勢および歴史・沿革、土地利用の状況を取りまとめております。資料をめくって頂き、10 ページの「2 都市づくりの課題」では、「住み続けられる持続可能な都市づくり」として「1.人口減少社会を見据えた都市づくりなどを示しております。」次に、12、13 ページでは「拠点を活かした都市づくり」として「1.鉄道駅周辺の都市機能の充実」や、「3.新名神高速道路の整備を契機とした適切な土地利用への誘導」を新たに課題として示しております。次の 14 ページでは「地域資源を活かした都市づくり」とし、15 ページでは「環境負荷の少ない都市づくり」として、「1.環境に配慮した低炭素都市づくり」などを示しております。次の 17 ページでは「安全性が高く快適に暮らせる都市づくり」として「1.防災・減災の視点に基づいた都市づくり」などを課題として示しております。次の 18、19 ページでは「移動が円滑で快適な都市づくり」として「1.都市活動を支える交通機能の充実」や「2.安全で快適な歩行空間や自転車空間の確保」を課題としており、次の 20 ページでは「地域主体のまちづくり」を課題として、大きく 7 つの課題を取りまとめております。

次に第 2 章「全体構想」について説明いたします。22 ページをご覧ください。「1 都市づくりの基本理念と目標」につきましては、まず都市づくりの基本理念として、ページの中段にございますとおり「住みたい・住み続けたい・訪れたいまち たかつき」を掲げております。次に、都市

づくりの目標として、23 ページでは「目標 1 環境にやさしく快適に住み続けられる都市」として、快適に住み続けられる質の高い都市づくりなど「目標 2 人にやさしく安全・安心に暮らせる都市」として、地震・水害など災害に強い安全な都市づくりなどを示しております。次の 24 ページでは「目標 3 活き活きとした交流を支える風格と魅力ある都市」として、交流とにぎわいのある都市づくりなど、「目標 4 市民とともに作りあげる質の高いまちづくり」として、市民の参画と協働によるまちづくりなど、4 つの目標を示しております。

次に、25 ページをご覧ください。「2 今後の都市づくりの方向性」としては、「2-1 集約型都市づくりの推進」とし、その実現のために「(1)都市の無秩序な拡散を抑制」、「(2)都市機能が充実した魅力ある都市拠点の形成」など、5 つを示しております。これは、現行の都市計画マスタープランにおける都市づくりの基本方針を継承しております。次に、26 ページから 28 ページには「2-2 将来都市構造」を取りまとめており、(1)では 4 つのゾーン、(2)では 3 つの軸、(3)では 6 つの拠点を示しております。その中で、新たに拠点として「3.上牧都市拠点」として阪急上牧駅周辺を、また、「5.にぎわい文化交流拠点」として安満遺跡周辺のえりあを位置付けております。次に、29 ページをご覧ください。「3 都市整備の方針」では、都市づくりの基本理念や目標、将来都市構造を実現するために、7 つの都市整備の方針を下図のとおり定めており、この中で、今回新たに「5 安全・安心な都市づくりの方針」、「6 自然環境の保全等の方針」の 2 方針を追加しております。

それでは、各方針について説明いたします。30 ページをご覧ください。まず、土地利用の方針についてですが、基本的な考え方としまして、1 つ目では集約型都市構造を実現するために、市街地の拡散を抑制し都市拠点における都市機能の集積や高度化を促進するなどとしております。また、表の下段の方にございます新名神インターチェンジ周辺の項目の 1 つ目では、高い立地ポテンシャルを有効に活用するため、周辺環境に十分に配慮しつつ適切な土地利用を図ること、その他の項目としては、1 つ目に、各種拠点を中心に今後の土地利用の動向を踏まえ、計画的なまちづくりが行われる際には都市計画の見直しについて検討するなどとしております。

次に、32 ページでは、道路・交通体系等の方針の基本的な考え方としまして、集約型都市構造に向けて公共交通や自動車、徒歩、二輪を選択することができる交通ネットワークの構築をめざすとしております。また、道路につきましては、まず 1 つ目に、外環状幹線道路や内環状幹線道路などの整備促進とし、2 つ目には、都市計画道路については、事業を契機とした都市計画の変更や長期未着手路線の適時適切な見直しを進めるとしてしております。また、表にございますとおり、道路では、新名神高速道路の整備促進や、そのアクセス道路の整備を推進するなどとしております。また、33 ページの道路・交通体系等の方針図では、今回、(仮称)高槻東道路を新たに、緑色で示しております外環状幹線道路に位置づけ、その他、赤色で内環状線道路などを示しております。

続いて、34 ページでは、市街地整備の方針の基本的な考え方としまして、「高槻中枢都市拠点」をはじめ、5 つの都市拠点の整備の方針を示し、その他、住居系市街地については、高槻市住宅マスタープランを基本に、良好な住環境の整備を促進するとしております。

資料をめくって頂き、36 ページでは、都市施設等の整備の方針としまして、1 つ目では、自然環境との共生や、うるおいと魅力あふれる都市空間の形成を図るため、高槻市緑の基本計画に基づいた、緑地の適正な保全や公園整備を推進するなどとしております。

続いて、38 ページでは、安全・安心な都市づくりの方針としまして、表の都市防災の項目の 1

つ目では、道路、公園、緑地などを活用した延焼遮断空間の形成を図るとしており、3つ目では、地震による延焼被害の広がりを抑制するため、準防火地域の指定の拡大を検討するとしております。

次に、39 ページでは、自然環境の保全等の方針としまして、農地や森林、水辺空間は地球温暖化や自然災害の防止など、また 2 つ目には、(仮称)高槻市地球温暖化対策実行計画や高槻市バイオマスタウン構想に基づいて自然環境の保全や温室効果ガス排出量の減少に寄与する取組を進めるなどとしております。

次に、40 ページでは、景観形成の方針の基本的な考え方としまして、高槻市景観基本計画に基づいて、都市の良好な景観形成を推進するなどとしており、また、41 ページの景観形成の方針図として、摂津峡周辺をはじめ、新たに 10 ヶ所の景観重点候補地区を示しております。これらを景観重点地区として指定し、高槻らしい良好な景観形成を目指すとしております。

次に第 3 章について説明いたします。44 ページをご覧ください。「1 地域区分の考え方」としまして、土地利用のまとまりであるゾーンを基本として、JR 東海道本線や芥川などの地形・地物により 8 つの地域に区分し、目標と都市整備の方針などを示しております。さらに、高槻市の今後の都市づくりにおいて、特に重要な役割を担う高槻駅周辺地区及び富田駅周辺地区を重点地区として区分し新たに位置付けております。このことで、現行のマスタープランの地域区分において、JR により南北に分断されていた地区を 1 つの都市拠点としたうえで、7 地域から変更し、10 地域に区分いたしました。

それでは重点地区の都市づくりの方針について説明いたします。46 ページをご覧ください。「2-1 高槻駅周辺地区」では、まちづくりのテーマとして「都市の魅力とみどり溢れる なにわ と みやこ の交流拠点」を掲げ、目標として「1 都市機能の充実による来街者でにぎわう中枢都市拠点の形成」、「2 ゆとりとうるおいの空間づくり」、「3 城跡公園や安満遺跡芝生公園等周辺施設との連携強化によるにぎわい・活力の向上」としております。また、48 ページの都市整備の方針では、土地利用の項目の 1 つ目に「鉄道駅周辺では、高質な都市環境の基礎となる商業・居住・医療などの都市機能の強化やまちなか居住の促進」を示しており、道路・交通体系等の項目の 3 つ目に「新たな拠点となるにぎわい・文化交流拠点へのアクセス機能の強化を図る」などとしております。

次に、50 ページをご覧ください。「2-2 富田駅周辺地区」では、まちづくりのテーマとして「生活する人々が生きづく、歴史・文化へのアクセス拠点」を掲げ、目標として、「1 富田地区の特性を活かしたにぎわいと趣きのある都市拠点の形成」、「2 鉄道駅への多様なアクセス機能の充実」、「3 地区周辺の交通体系の強化」としております。また、52 ページの都市整備の方針の道路交通体系等の項目では、富田駅周辺については、地区の中心となる JR 摂津富田駅と阪急富田駅が近接していることから、JR 以北、阪急以南、JR 阪急間とそれらを繋ぐ(都)富田奈佐原線について、それぞれの特性に応じた整備の方針を具体的に示しながら、本地区を一体的、重点的に整備する内容を示しております。

次に、54 ページ以降は、「3 地域別の都市づくりの方針」でございます。まず、はじめに、「3-1 高槻北地域」の位置は、JR 以北のうち、右側の位置図に示しております。また、56 ページでは、地域の目標として、「1 良好な住環境の維持・形成」、「2 中枢都市拠点及び広域交流拠点へのアクセス機能の向上」を示しております。

次に、58 ページをご覧ください。「3-2 高槻南地域」の位置は、JR 以南のうち、右側の位置図に示しております。また、60 ページでは、地域の目標として、「1 にぎわい・文化交流拠点における都市基盤整備の推進」、「2 幹線道路などの交通機能の強化」、「3 幹線道路沿道における大規模工場の操業環境の確保」を示しており、都市整備の方針の都市施設等の項目の 2 つ目では、新たな市のシンボルとして多くの人々が集いにぎわい、多様な文化が交流する拠点としての「安満遺跡芝生公園等の整備構想」を推進するなどしております。

次に、62 ページをご覧ください。「3-3 高槻北西地域」の位置は、JR 以北のうち、右側の位置図に示しております。また、64 ページでは地域の目標として、「1 良好な住環境の維持・形成」、「2 今城塚古墳における歴史文化の情報発信」、「3 国道 171 号沿道における大規模工場の操業環境の確保」を示しております。

次に、66 ページをご覧ください。「3-4 高槻南西地域」の位置は、JR 以南のうち、右側の位置図に示しております。また、68 ページでは地域の目標として、「1 歴史的資源を活かしたまちづくりの促進」、「2 地域内交通の円滑化」、「3 老朽化した大規模住宅団地の更新への対応」を示しております。

次に、70 ページをご覧ください。「3-5 高槻東地域」の位置は、桧尾川以東としており、右側の位置図に示しております。また、72 ページでは地域の目標として、「1 上牧都市拠点の機能強化」、「2 広域交流拠点との連携強化と幹線道路沿道における適切な土地利用への規制・誘導」、「3 良好な農地の保全・活用」を示しております。

次に、74 ページをご覧ください。「3-6 北部地域」の位置は、原、成合地区などを含むまちと自然の共生ゾーンとしており、右側の位置図に示しております。また、76 ページでは地域の目標として、「1 広域交流拠点における適切な土地利用への規制・誘導」、「2 北摂連山や芥川、農地里山が織り成す良好な自然的景観の保全」、「3 自然公園などにおける機能の充実と利用促進」を示しており、都市整備の方針の土地利用の項目では、インターチェンジ周辺については、交流人口の増加や工業・商業・流通施設・研究施設など、企業進出増加などを積極的に図ることで、本市の経済活力を高める都市づくりをめざすなどしております。

次に、78 ページをご覧ください。「3-7 北部森林地域」の位置は、檜田、川久保地区などを含む森のゾーンとしており、右側の位置図に示しております。また、79 ページでは地域の目標として、「1 優れた自然環境の保全・活用」、「2 定住環境の整備」を示しております。

次に、80 ページをご覧ください。「3-8 南部地域」の位置は、番田井路以南としており、右側に示しております。また、81 ページでは、地域の目標として、「1 質の高い水辺空間の創出」、「2 まとまりのある優良な農地の保全」、「3 定住環境の整備」を示しております。

次に、終章の都市計画マスタープランに基づく都市づくりの推進について説明いたします。84 ページをご覧ください。まず、「1 協働による都市づくりの推進」としまして、1 つ目に市民の役割、2 つ目に事業者の役割、3 つ目に行政の役割を示しております。次に、「2 地域主体のまちづくりへの支援」としまして、1 つ目に周知・情報発信、2 つ目に若者と団塊世代の参画促進、3 つ目に地域のまちづくり活動への支援を示しております。次に、「3 関係機関との調整」、4 では「都市計画マスタープランの見直し」として、都市計画マスタープランは、総合戦略プランや都市計画区域マスタープランの見直しのほか、社会経済状況の変化などによって見直しの必要が生じた場合は、計画の見直しを行い、その見直しにあたっては、総合戦略プランにおける都市づくりの

目標値の達成状況を把握するとともに、都市づくりの公共的・広域的な観点から必要な見直しを行うとしております。

また、「終章 4 都市計画マスタープランの見直し」において説明いたしました総合戦略プランにおける都市づくりの目標値につきまして、本日、お配りしております総合戦略プランをご覧ください。まず、35 ページをご覧ください。重点目標 1 として、「次代を担う世代が住みたいと思うまちをつくる」を掲げており、その目標値として、「次代を担う世代が住みたいと思う環境が整備されていると感じる市民の割合」を示しております。

次に、43 ページをご覧ください。基本目標 1-2 として「利便性の高いまちをつくる」を掲げており、その目標値として、「利便性の高いまちであると感じる市民の割合」を示しております。都市計画マスタープランの見直しを行う際には、これらのような関連する指標の達成状況を把握し、適切な見直しを行ってまいります。

次に、こちらの第 63 号議案の資料をお願いいたします。

資料としては 2 点ございますが、その中の、資料 2「パブリックコメント結果」について申し上げますと、1 ページ目の表に記載しております通り、5 名の方から 10 件のご意見をいただきました。2 ページ目以降に、意見要旨および市の考え方及び対応を記載しております。なお、対応結果としましては、「都市づくりの目標」において語句を一部修正し、その他は原案通りとしております。

最後に、今後の予定について簡単に申し上げますと、本日、この高槻市都市計画マスタープラン(案)についてのご意見をお伺いした後、3 月の策定を予定しております。

以上で、第 63 号議案の説明を終わらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。議案の説明は以上で終わりましたので、これから質疑に入りたいと思います。本件につきまして、ご意見ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。

(A 委員)

時間が相当長いことかかっていますので、簡単に。ご案内のように今、超高齢化社会、その速度が欧米諸国に比べて 3 倍も 4 倍の速さで高齢化社会になっているということで、社会保障を含めて全ての面で遅れていっているというか、現実だと思うのですが、今回、マスタープランで高齢化社会の中で、いろいろな中で考えていると思うのですが、1 点だけお尋ね申し上げます。19 ページの中で、「安全で快適な歩行空間や自転車空間の確保」ということで、とくにお年寄りの方々が安心して歩道を通行できるということがこれから何より大事になってくる、特に最近自転車によるお年寄りとの事故が多発いたしております。この補償問題等でも大変な社会問題になりつつあります。そこでこの項の中で、最後の方で「これらを踏まえ、徒歩・自転車による交通の安全性や快適性を高める空間を確保していくことが必要です」という形で考えておられるわけですが、この 10 年間で、どういうふうな自転車専用道路を具体的に進めていくのか、或いは歩道をもっと快適にお年寄りが通れるような空間等も含めて考えておられるのかどうか、そういうことがわかれば説明をお願いしたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。質問ということで、自転車、歩行者の安全について、ここに書かれていることをもう少し具体的にこれからの見通しを語ってほしいということですが、事務局の方からお答えいただければ、はい、よろしくお願いします。

(事務局)

ただ今のご質問につきましては、議案書で申しますと、32 ページをご覧いただきたいと思えます。ここでは「道路・交通体系等の方針」といたしましては、いろいろな項目ごとに表の中でそれぞれ考え方を示させていただいているところがございます。例えばこちらで申しますと下から二つ目の項目で、「徒歩・自転車」といった項目ごとに表の中でそれぞれ考え方を示させていただいているところがございます。

一つ目でございますが、現在高槻市においては、バリアフリー基本構想を今年度の予定として策定を進めておるところでございます。こちらの構想に基づいた基本方針の推進、その他歩行者の安全性、快適性を高める方向性に関しましては、今ある道路空間の再配分といったところを検討していきたいと考えてございます。

また、自転車走行空間につきましては、特に鉄道駅周辺については、歩行者・自転車こういったものが安全で快適に移動できる空間といったものの確保を目指していきたいと考えております。その他ですが、自転車に関することとしまして、今後、広幅員道路を整備する際には、こういったものを自転車走行空間といったものを検討に入れて整備を考えていきたいと、こういったことを示させていただいております。以上でございます。

(会長)

はい、よろしいでしょうか。他にご意見は、はい、どうぞ。

(H 委員)

今のご質問に同感でございます。ご答弁にもありましたが、歩行者・自転車、これから高齢化社会になってきて、非常に危険性も数字に現れているように、さらに増加するのではないかなという危惧を持っています。そういった中で、32 ページに示されるバリアフリー等をですね、今のご答弁も理解はするところなんです。特にご説明あった駅周辺が重点地区という位置づけは当然であると思えますし、理解もするわけではありますけれども、周辺ですね、先日、国道 170 号線の歩道を歩行者、又は自転車の目線ですっと歩いてきたんですけども、非常に凹凸が激しいという中で、例えば車椅子の方とか、そういう視点に立ってしっかりと今後言っていかなければいけないなという感想を持っておりますので、全体としてのあり方もしっかりと考えていただきたいという意見です。

(会長)

はい、ありがとうございます。バリアフリーの計画も含めて駅周辺だけではなくて、ということでご意見いただきました。

(I 委員)

アクセス道路の整備のことですけれども、高槻東道路とか南平台日吉台線は新名神に直接繋がっているんですけど、市道の原成合線とか、その先から繋がっていない。それと170号線からとか名神の側道から新名神のここに行くまでの道路が、ようけ通るようになるんじゃないかなと考えられますけれども、原成合線でもその先の成合から新名神に繋ぐまでの道をどうするのかとか、170号線から入る道の整備のこと考えてるのかとか、新名神の側道を新しく作るのは通るところは新しく作りますけれども、今現在の側道は拡張しないとか、もうちょっとあっちこちの道、十分な対策を考えてほしいというのが一つ。

それと農地のことで先ほど、A委員からも要望出てましたし、農地の持っている役割を十分考えたら、追加の生産緑地の指定が大切じゃないかなと思ってます。これも要望なんですけれども、相続が発生したら新しい方が、農家、田んぼを持つようになるわけですけれども、その人に対する前の親が生産緑地追加してなかったから本人が選ぶ権利がないんでね、その辺はもうちょっと考えて、相続が発生した場合は新しく地主になるんだからその人が生産緑地を持てる、500平方メートル以上だったら追加指定できるようにちょっと考えてほしいと。これは要望です。だんだん減ってきますのでTPPの問題でもなった場合、もっと減ってくる可能性もあるんで、その辺はもうちょっと考えて追加のこともちょっとしてほしいと、これが要望です。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

(D 委員)

61号議案と同様の記述もありますので、これについても同意することもできないという件だけ。

(会長)

はい、お願いします。

(C 委員)

2点ございます。一つは個別で、もう一つは全体の話ですが、先ほどの人口減少に関連して、人口はそれほど全体としては減らないというお話なんですけど、年齢構成がかなり高齢化が進みますね。そうすると例えば、今全国的に高度成長の頃に開発されたところに住んでいる人が高齢化して、山から街へおりてくるというようなことも増えたり、つまりどこに住むかという居住地の分布がかなりかわるだろうと、それによって都市計画というのはずい分変わってくるんじゃないかなと。そういった居住地分布の将来予測といったものをどのように考えられて、このような都市計画マスタープランにもってこられたとか、或いは例えばできれば遠くの人になるべく町の中に住んでいただけるようにいろいろな手当を残すというようなこともあろうかと思えますけれども、居住地分布を誘導するような試みというののもあっていいのかなと思います。もちろん、ご本人が選ぶというのが基本であると思いますが、つまりそういったものを組み合わせてどのような街をつくっていくのか、住み続けていただいた、それに対して様々な手立てを講じようとするのか、或いは移転などを考慮に含めた上で手立てを講じようとするのか。これは中身がだいぶ

違ってくると思います。これはどのようにお考えなのか。これが1点です。

それともう1点は、マスタープラン全体なんですが、例で言いますと32ページ、先ほどからいろいろ指摘されています道路とか徒歩・自転車とかの表がございますね。これで徒歩・自転車にしたら「自転車走行空間の確保に努めます」というふうに書いてあって、それ自身は結構なことなんですが、空間はどこから手当てされるのだろうかというのがよくわからない。或いは駐輪場についても整備されるという、それ自体は結構なことなんですが、それはどっから空間を持ってこられるのか。道路空間の再配分ということでしたら、車の通るところは減っているはずなんですが、道路のところはそういう記述があるのか、駅周辺については少し身を縮めていくということがあるのかとか、そういうことが見えない。これは一つの例ですが、このマスタープランで示されているいろいろな方針、それぞれ大変結構なことだろうと思いますが、それを行うことによってどこかにしわ寄せがいくところがあるのではないかと。もしそれがあれば、こういうこと。いいことをやるためにここにしわ寄せがいく。両方比べてそれでいいのかどうかということですね。例が悪いかも知れませんが、普天間をなくしたい、それ自体は大変結構なことなんです。これをもっていく代替地はどこなのかということを含めたらいろいろ議論もあるだろうと思いますし、いや代替地はないんだという話になるとさらにややこしい話になってくる。或いはいやいや基地がなくてもちゃんと日本が安全になるようなそういう手立てを考えていますというなら話はまた別ですが。或いは、子ども手当てにしてもすること自体は大変結構なことなんですが、どこを削ってそれをやるのかという話になってくる。つまりメリットもありますが、デメリットも必ず発生してきてそれに対して市民全体の合意というものをつくる。そのたたき台というのが、方針というのが総合計画であり、或いは都市計画については、このマスタープランではないのかなというふうに思います。ここで個別にお伺いする時間はないと思いますのが、ここで挙げておられる様々な施策は支障なく実施できるということを書いていただけたら私は賛成したいと思います。その点についてお伺いします。

(会長)

いろいろ意見が出ておりますので、他にご意見ご質問等がございましたら。よろしいですか。

それではいくつか質問が出ていまして、一つは道路の話、或いはバリアフリーの話、或いは道路のネットワークの話ということで意見が出ていたと思います。これにつきまして事務局の方からお答えいただけることがありましたらよろしくお願ひします。

(事務局)

まず、はじめにですが、人口分布等のご質問につきましては、議案書で申しますと11ページをご覧くださいと思います。11ページの右下でございまして、本市の町丁別に人口の高齢化の状況を分布した地図となっております。これはご指摘の通り、とくに昭和30年代から40年代に広く住宅地として高槻市が発展してきたわけでございまして、駅から離れた丘陵地には高齢化、現在30%以上、そういった地域も現在見られるところがございます。その中で今後の住宅人口分布の見通しでございますけれども、今現在、同時期に今年度ですが、高槻市住宅マスタープランの策定を進めているところがございます。この中で住宅施策の具体的な施策としまして、一つは「様々な暮らしが実現できる住まい・まちづくり」といった目標の中に一つ目として「新

婚・子育て世帯の生活に配慮した住環境の形成」「まちなか居住の推進」といった項目を掲げてございます。その中で例えば「まちなか居住の推進」でございますと、民間事業者による集合住宅等の供給促進としまして、現在高槻市におきましては JR 高槻駅北東地区におきまして、土地区画整理事業がすすめられており、ここで良質な住宅すつুকが形成されようとしているところでございます。

その他交通ネットワーク等の考え方でございますが、道路・交通体系の方針で申しますと、議案書の 32、33 ページをご覧くださいと思います。こちらの中で右側の 33 ページでございますが、大きな道路の骨格の方針としまして、集約型都市構造の実現を図る上で赤色で示す内環状、緑色で示します外環状、また駅中心としました放射線状に伸びる青色で示す放射線状道路、この骨格の整備というのは優先的に進めていくべき方向性として示しているところでございます。また、道路、駅周辺であるとか自転車走行空間・歩行者空間等のご指摘ございましたけれども、具体的な個別の施策につきましては、この方針をもとに実施計画を立てた上で着実に進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

他に全体を通して負の影響といいますか、一つやったことに対して様々な影響があるだろう、或いはこの計画の中でトレードオフの関係があるかもしれないということにつきましても質問あったら。

(事務局)

全体的なバランスということだと思うのですが、今回の都市計画マスタープランの改定にあたりましては、市の総合計画、その改定作業と合わせて連携をとりながら進めて参っておりますので、当然のことながら他に大きなしわ寄せが行くとかというようなことはないというふうに考えておりますので、全体としてはバランスよく進めていけるものというふうに考えてございますのでよろしく申し上げます。

(会長)

はい、ありがとうございます。いささか決意表明みたいです。

他にご意見ご質問ございませんか。必要な質問、或いはご意見いただいた内容については、必要なものについては議事録に反映させていただくということでございますが、先ほどの 61 号議案と同様 D 委員から新名神、スーパー堤防については同意できないというお話がございましたので、これにつきましては、原案に対する反対意見というふうな位置づけになるかと思えます。これにつきましては、また皆様方から原案について承認いただけるかどうかの採決をお願いしたいと思います。

原案について賛成いただける方は挙手をお願いしたいと思います。

<多数の挙手あり>

(会長)

ありがとうございます。多数の皆さんの挙手をいただいたということでございますので、63号議案につきましても原案のとおり本審議会としては承認をさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

第64号議案 高槻市景観計画の改定に関する意見について

(会長)

続きまして64号議案。最後になると思いますが、この案件につきまして、「高槻市景観計画の改定に関する意見について」ということについて議題とさせていただきたいと思います。事務局の方からのご紹介をお願いいたします。

(事務局)

それでは、本日最後の案件となります、第64号議案「高槻市景観計画の改定に関する意見について」を説明させていただきます。お手元の議案書、青色インデックスの64をお願いします。

1枚めくっていただきまして64-2ページ、こちらに付議理由を示しております。理由としましては、景観行政団体である本市が、JR高槻駅北東地区開発事業まちづくり協議会から、景観法第11条第1項の規定による景観計画の提案を受けたことから、同法第12条の規定に基づき作成した景観計画の改定案について、パブリックコメントを行った上で、同法第9条第2項の規定により、意見を聴くため、本審議会に付議するものでございます。なお、今回の改定は、平成21年3月に策定した現在の景観計画に、景観重点地区としてJR高槻駅北東地区に係る内容などを追加するものでございます。

それでは、64-3ページの高槻市景観計画(案)を説明させていただきます。まず、目次をご覧ください。第1章、第2章、第3章、第5章のところに「景観重点地区」を追記させていただいております。また、新たに第6章、第7章を追加したところでございます。

それでは、1ページ「第1章 景観計画の区域」をお願いします。2の景観重点地区につきましては、(1)として、JR高槻駅北東地区としまして、図示のとおり赤いエリアを今回重点地区として指定していくことを位置づけています。

次のページをめくっていただくと、「第2章 良好な景観の形成に関する方針」でございます。こちらでは「市全域における良好な景観形成に関する方針」を示してございます。こちらの内容につきましては、変更はございません。

数枚めくっていただき、7ページをご覧ください。ここでは「2 景観重点地区における良好な景観の形成に関する方針」といたしまして、景観形成の目標としては、「豊かな緑と高質な都市空間による、高槻の玄関口にふさわしい、持続可能な都市景観の形成」と目標と定めています。1ページめくっていただきまして、8ページをお願いします。こちらの図にございますようにそれぞれエリアに軸、それと広場としてプラザ、デッキ、それぞれごとに表で景観形成の方針を示しているところでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。こちらでは第3章として、「良好な景観の形成のた

めの行為の制限に関する事項」を示しております。9 ページ以降「1 市全域における行為の制限」としまして、こちらは変更ございません。

数枚めくっていただきまして、13 ページをお願いします。こちらでは新たに JR 高槻駅北東地区としまして(ア)の届出対象行為を市全域とは別に定めてございます。表の 1 項目目をご覧くださいと、届出対象行為といたしまして「建築物の新築、増築、改築もしくは移転」、こういった届出につきましては、規模としまして建築基準法上の確認申請を要するものとして規定しております。

次に、14 ページ、15 ページを見ていただきますと、こちらでは景観形成基準をそれぞれの項目ごとに示してございます。15 ページ中ほどをご覧くださいと、「照明」という項目がございます。こちらは市全域にはなかった項目で新たに追加した項目でございますが、「魅力的な夜間照明の創出を図る」などを追加しているほか、「その他 案内誘導サイン・ストリートファニチャー」として、こちら市全域ではない項目を定めさせていただいております。

続きまして 16 ページをお願いいたします。こちらは別表 2 としまして設けてございます。こちらでは、建築物・工作物の外壁の色彩基準としまして色相、明度、彩度を規定しているところがございます。この 16 ページ下ほどにございます図でございますが、この点線の赤枠内の色が基本色として使用できる色でございます。

ちょっと戻って恐縮ですが、12 ページをご覧くださいと、こちらは市全域で使用できる基本色でございます。こちらと比べていただきますと、例えば青、紫、緑といった色相が削除され、黄色や赤色系のものに限るという規定で、色彩については厳しい基準を設けているところがございます。

ページを戻っていただいて 17 ページでございますが、こちらでは「第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針」を示しております。こちらは今回変更はございません。

次に 18 ページでございますが、「第 5 章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」としまして新たに「2 景観重点地区 (1)JR 高槻駅北東地区」を設けてございます。基本方針としましては、「高槻市の玄関口にふさわしい、風格と賑わいのある良好な景観形成に資する、建築物やまちなみと調和のとれたデザインとします」という方針を掲げているほか、配慮事項としまして、全エリア共通でございますが、「広告物は集約させ、まちなみに調和した位置・規模・素材・形状・色彩とし、質の高い景観形成に資するものとする」などの 3 項目を定めてございます。また、「ウ 配慮事項 B エリア、C エリア」につきましては、「窓面などの開口部には掲出しないものとする」といった規制も配慮事項に追加しております。

次に 19 ページをご覧くださいと思います。こちらは新たに追加した項目でございまして、「第 6 章 景観重要公共施設等の整備に関する事項」でございます。1 では市全域の考え方、「2 景観重点地区」としまして、こちらは JR 高槻駅北東地区の基本的な考え方を示してございます。

ページを 1 枚めくっていただきますと、20 ページでは、「景観重要公共施設等の位置付け」としまして、そこで位置づけられる公共施設、公益的施設を図で示しております。

21 ページをご覧くださいと、こちらでは、「ウ 整備内容及び良質な空間の演出方法」を定めてございます。こちらでは例えば(ア)としまして、「古曽部天神線及び区画道路 1 号線及び隣接する歩道状空地(いにしえ軸)」といった形で、軸ごとである、または(イ)でございますが、緑のふれあい軸、もう一枚めくっていただきまして 22 ページにある(ウ)公共デッキ・公開デッキとしま

して、それぞれごとに、それぞれの整備内容及び良質な空間の演出方法を示してございます。例えば例を申し上げますと、(ウ)の中ほどにございます「安全、安心、快適な空間づくり」などの項目を設けてございます。23 ページでは、公園及びその周辺、プラザの整備内容や空間の演出方法を記載しているところでございます。

もう一枚めくっていただきまして続いて 24 ページ、今回新たに追加した項目としまして「第 7 章 その他良好な景観形成に関する事項」を示しています。こちらは景観法に基づかない事項でございますが、JR 高槻駅北東地区につきましては、3 点規定を設けています。一つ目のアとしましては「公共施設と公益的施設が良好に維持管理された景観づくり」、イとしましては「放置自転車のない景観づくり」、ウとしまして「喫煙のない景観づくり」、こういったものに取り組み、良好な景観形成を進めていこうといったものでございます。

以上が景観計画の概要でございます。

続きまして、審議会資料をお願いします。この中で添付しております資料でございますが、インデックス 2 では提案された景観計画提案書そのものを添付させていただいております。その他資料 3 としましては、今回お諮りする景観計画(案)と提案された計画提案書の対照表を示してございます。最後に資料 4 でございますが、こちらではパブリックコメント結果をのせております。1 ページにございますが、2 名の方から 5 件のご意見をいただいております。めくっていただきますと、2 ページでございますが、こちらに意見要旨や市の考え方及び対応、また対応結果について記載してございますが、今回のパブリックコメントにつきましては、原案通りとして案を作成しているところでございます。

最後に、今後の予定についてでございますが、本日、この景観計画(案)についてのご意見をお聴きした後、3月の市議会で届出対象行為を規定している景観条例の改正についてのご審議を頂き、景観計画の改定や告示などを行っていく予定としております。

以上で、第 64 号議案の説明を終わらせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。議案の説明は以上で終わりました。これから 64 号議案につきましての質疑に入りたいと思います。本件につきましてご意見ご質問がありましたらよろしくお願いいたします。

(F 委員)

15 ページのところ建築物、バルコニーの段になりますね。「高架水槽や空調機器などは目立たないように工夫する」と、これは当然のことながら、私は洗濯物の干し方ですね。外国ではよく道路面には干してはいかんとか、いろいろ規制があるわけですが、これは非常にこれだけのことをやりながら洗濯物を私は一定ですね義務付けるのは難しい部分があるのですが、配慮する、せめてこういう形と言えるのではないかなと私はそう思います。いかがですか。

(会長)

はい、いかがですかということですので、事務局よろしくお願いいたします。

(事務局)

今回、建設している住宅につきましては進めている話によりますと、例えば洗濯物を干す物干し台についてはバルコニーの高さより下のところに設置するといったことをして、物理的にはあまり外に見えないようにするということです。例えば布団等については、バルコニーの外に干してはいけないということを管理規約の方に定めているというような取り組みをすることで、実質的に外から洗濯物が見えたり、布団が見えたりということはないようにという取り組みを進めていくということになってございますので、よろしくお願いたします。

(F 委員)

それで問題はないと思うんだけど、それは今の建築主の配慮というんですか、ですからここから出来る限り工夫をすると、空調機器まで工夫しなさいと書いておきながら、私だったらそういう部分も含めてできたらするべきだと思います。以上です。

(会長)

ご意見ということでよろしいですか。他にご意見ご質問はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

(J 委員)

今の質問とも関連しているのですが、景観というのは維持していく、或いはずっと美しい景観をつくり続けていく仕組みというのが非常に重要かと思われま。今回、景観重点地区に設定されているわけですけれども、景観重点地区における景観形成が維持されていくことについてのそふとの仕組み、或いは何か協議会での自主的な取り組みがあれば教えていただきたい。

(会長)

はい、ただ今のご質問について、事務局よろしくお願いたします。

(事務局)

一つは、景観については我々としては建物だけではないと、その後の地域の維持管理でありますとかいろんなものの使い方、使われ方というのが重要であるというふうに考えております。そういう意味で、例えば第7章のところで「その他の良好な景観形成に関する事項」というところで放置自転車であったり、喫煙者の問題について、官民一体となって取り組んでいきたい。それから公共施設と公益施設が良好に維持管理された景観づくりということで歩道と歩道上空地とか、非常にこの地域は官地と民地が融合した形で良好な空間を形成してございますので、そういったものを官民一体となって維持管理していくという形で、極力、良好な景観を今後に残すための取り組みを地元と一緒に進めていきたいということで考えておりますのでよろしくお願いたします。

(会長)

よろしいでしょうか。他にご意見ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。ただ今、委員二人からご意見いただきましたけれども、できるだけ維持を、当初だけではなくて、良い景観を続けていくような仕組みを維持してほしいというお話がありますので、そういうことも含めてこれから市の方でもご検討いただければありがたいと思います。

この 64 号議案につきまして、審議の結果でございますけれどもご意見とくにないというふうでございますので、異議なしとうことでこの案件につきましても原案のとおり承認させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

その他

(会長)

それではその他の案件を事務局の方から何かございますか。

(事務局)

とくにございませんで、よろしく申し上げます。

(会長)

とくにないようですので、これで審議会の方は終了させていただきます。

ただ一つ今日 61 号議案で、E 委員がお話された「高槻市のプライドを大事にしよう」、或いは「住んでいて良かったまちをつくっていきましょう」というのは、本当に大事なお話だと思います。こういうご意見を審議会の皆様とご議論できたということは、時間をオーバーしましたけれども本当によかった機会ではなかったかなというふうに考えてございます。今後とも高槻市の都市計画の事業推進、それから高槻の市民の皆さんの、最後におっしゃったようなプライドを高め、市民の皆さんが住んで良かったまちづくりに皆さんご協力いただければありがたいというふうに思います。

そういうことで、第 3 回都市計画審議会を以上で終了させていただきたい思います。議事進行がまずくて時間が長くなりましたけれど、どうも最後までありがとうございました。